

## コロケーションサービス利用規約

制定：2013年3月22日

発効：2013年4月1日

## 第1条（目的）

本コロケーションサービス利用規約（以下、「本サービス利用規約」といいます。）は、株式会社ブロードバンドタワー（以下、「当社」といいます。）が提供するコロケーションサービスの利用に係る条件を定めることを目的とします。

## 第2条（定義）

本サービス利用規約に別段の定めがない限り、本サービス利用規約で使用される用語は、当社の「サービス契約約款」（以下、「本契約約款」といいます。）において使用する用語の例によるものとします。

## 第3条（本サービス）

1. 当社は、コロケーションサービスとして、次の各号に掲げるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様に提供します。
  - (1) 19 インチラックスペースサービス
  - (2) ユニットスペースサービス
  - (3) ケージスペースサービス
  - (4) 持ち込みラックスペースサービス
  - (5) 上記第(1)号から第(4)号までのサービス（以下、これらのサービスを総称して「メインサービス」といいます。）に付随するサービス（以下、「オプションサービス」といいます。）
2. 当社は、本サービスを提供するにあたり、お客様に対し、当社が運営するデータセンター施設に入館するためのIDとして、入館許可証を発行することがあります。

## 第4条（本サービス利用規約改定の通知）

本サービス利用規約を改定する場合、当社は、お客様に対し、その旨を改定の効力が生じる2か月前までに通知します。ただし、お客様にとって実質的に不利益とならない本サービス利用規約の軽微な変更については、この限りではありません。

## 第5条（本サービス廃止の通知）

本サービスを廃止する場合、当社は、お客様に対し、その旨を本サービスが廃止される3か月前までに通知します。

## 第6条（サービスレベルの保証）

1. 当社は、本利用開始日から本サービス契約が終了するまでの間、一時的な停電又は本サービス用設備の故障のいずれかを原因とする本サービスの利用不能時間が、一暦月において合計で4分19秒を超えないこと（以下、「保証事項」といいます。）を保証します。
2. 当社は、保証事項を充足できなかった場合、一時的な停電又は本サービス用設備の故障のいずれかを原因とする本サービスの利用不能時間によって、当該暦月の本サービス料金から、次に定める金額を減額します。

一暦月中の利用不能時間の合計	減額金額
4分19秒超、8分38秒以下	当該暦月の月額費用の33.3%
8分38秒超	当該暦月の月額費用の66.6%

※減額金額算定の際、千円未満の端数は四捨五入されます。

3. 前2項にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスのサービスレベルを保証しません。また、かかる場合における本サービスの利用不能時間は、前2項において、一切考慮されません。
  - (1) 本契約約款第16条に基づき当社が本サービスを一時停止する場合
  - (2) 本契約約款第17条に基づき当社が本サービスを中止する場合
  - (3) 本契約約款第23条第2項所定の措置を当社が行う場合
  - (4) 本契約約款第39条第1項所定の事由により、本サービスの提供が不可能若しくは困難となった場合
  - (5) お客様の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が不可能若しくは困難となった場合
4. 第2項の減額は、お客様が当社に対して減額の申請をし、当社がかかる申請を正式に受理することにより、その効力が生じるものとします。
5. 前項の申請は、保証事項を充足できなかった歴月の翌月10営業日までに、お客様が当社所定の申請書を当社に提出することにより行います。なお、お客様は、かかる申請期限を過ぎて、減額の申請をすることはできません。

#### 第7条（最低利用期間）

本サービス契約締結書面に別段の明示的な定めがない限り、本サービスの最低利用期間は、本利用開始日から1年間とします。

#### 第8条（オプションサービス）

1. お客様は、お客様の選択により、オプションサービスを利用することができます。ただし、オプションサービスは、その基本となるメインサービスとは別に単独で利用することはできません。
2. オプションサービスについては、サービスレベルの保証はありません。ただし、電源の追加に係るオプションサービスについては、第6条の定めが準用されます。
3. お客様は、当社に対して1か月以上前に通知することにより、オプションサービスに係る契約の全部又は一部を解約することができます。

#### 附則（2013年3月22日制定時）

##### 第1条（発効日）

本サービス利用規約は、2013年4月1日（本附則において、「発効日」といいます。）をもって効力を生じるものとします。なお、これに伴い、本サービス契約に適用された従前の「サービス利用規約」及び「サービスレベル規約」は、発効日の前日をもって廃止されます。

##### 第2条（経過措置）

前条にかかわらず、発効日の前日までに締結された本サービス契約については、2013年5月31日までの間、前条による廃止前の当社の「サービス利用規約」及び「サービスレベル規約」が適用され、その翌日から本サービス利用規約が適用されます。

#### 附則（2014年7月11日変更時）

##### 第1条（発効日）

本サービス利用規約第3条第1項第(2)号は、本サービス利用規約第4条ただし書きに基づき追加され、2014年7月11日をもって効力を生じるものとします。